

生徒・保護者の皆様へ

学校法人仙台育英学園
秀光中学校
仙台育英学園高等学校
理事長・校長 加藤 雄彦

新型コロナウイルス流行に関する本学園の対応【第60報（R3年度第10報）】

－ 本学園の方針について －

平素より本学園の新型コロナウイルス感染拡大防止への取り組みにご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

宮城県内では1日あたりの感染者の人数が8月29日（日）で128名（病床使用率は59.1%）となり、多くの指標が「ステージ4（爆発的）」を超える過去最悪の感染状況になっています。そのため、宮城県では緊急事態宣言が9月12日（日）までの期間で発出されています。

本学園では連日複数の家庭内感染が心配される生徒・職員の対応に追われております。一方、第3年次は進路達成に向けて勉強や部活動等の全国大会出場に向けた活動が求められる大切な時期を迎えています。

加えて、厚生労働省によると8月18日までの1週間で20歳未満の新規感染者は2万2960人にのぼり全世代の約2割を占めました。このように中学生・高校生を含む若年層にも感染力を持った変異株による感染拡大と家庭内感染の恐れはますます高まっており、僅かでも感染の恐れのある生徒・職員の登校・出勤を制限する必要性が高まっています。

これを受け、本学園としては新型コロナウイルス感染拡大を予防するため、『新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』を参考に、宮城県の緊急事態宣言が解除されるまで下記の方針で対応いたします。なお、第58報-2ならびに第59報は維持いたします。

今後、行政機関より新たな指示・要請があった場合や本学園関係者で陽性者が発生した場合には、本学園の対応を変更する場合がありますのでご承知ください。本学園といたしましては、今後も保健所からの指示に従い、生徒の安全を確認しながら、最大限の対応を進めます。緊急連絡等については、Classi、本学園ホームページ、緊急メールでご確認いただくようお願いいたします。

つきましては、ご家庭のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 方針

(1) 生徒個人の登校可否に係わる対応

『新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』ならびに学校保健安全法に則り、以下の①～⑤の場合には、登校ならびに学内外における課外活動（部活動含む）への参加を認めません。この場合、オンラインによって授業し、健康時における参加をもって出席日としてカウントいたします。生徒の登校再開時期については各ケースに応じて個別に学校から連絡いたします。迅速な対応のために学級担任をはじめとした本学園職員への迅速な連絡へのご協力をお願いいたします。

- ① 生徒が新型コロナウイルス陽性者となったもしくは濃厚接触者として特定されたとき。
- ② 生徒およびその家族の体調に発熱・咳等の不良があるとき。
- ③ 家族の職場・学校などで新型コロナウイルス陽性者が発生し、家族が濃厚接触者もしくは新型コロナウイルス陽性者であるか否かが不明確なとき。家族が濃厚接触者あるいは新型コロナウイルス陽性者とし

て特定されたとき。

- ④ 生徒が新型コロナウイルス陽性者もしくは濃厚接触者として特定された者とその判明から 7 日以内に接触していたとき。
- ⑤ 本学園によって生徒が新型コロナウイルス陽性者となり得ることを予見したとき。

なお、『[新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～](#)』に則り、生徒・保護者が新型コロナウイルスを理由として登校を控えたいと学級担任に申し出た場合には、オンライン授業への参加をもって出席日としてカウントいたします。本学園では本対応を宮城県の緊急事態宣言が発出されている期間に原則適用いたしますが、発出期間外での対応も希望の場合は改めて学級担任にご相談ください。

(2) 学級閉鎖・学年閉鎖・校舎閉鎖・臨時休業に係わる対応

『[学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）](#)』を参考に、本学園では下記のとおり学級閉鎖・学年閉鎖・校舎閉鎖・臨時休業の基準を定めます。本基準は行政機関より新たな指示・要請があった場合や上記ガイドラインが改訂された場合には改訂することがありますのでご承知ください。

基準	主な実施要件	本学園としての主な対応
学級閉鎖	<p>下記のいずれかの状況に該当した場合に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 同一の学級において複数の生徒の感染が判明した場合 ● 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 ● 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合 ● その他、本学園で必要と判断した場合 <p>※学校に 7 日間以上来ていない者の発症は除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 最大 7 日間で学級閉鎖する。 ● 学級閉鎖期間中はオンライン授業を実施し、健康時における参加をもって出席日としてカウントする。 ● 期間中、当該学級の生徒の登校ならびに課外活動参加は認めない。 ● 遠征・大会参加などによって学級閉鎖を実施する 7 日前から当該学級生徒と接触していない生徒は学級閉鎖期間中においても登校や課外活動参加を認める。
学年閉鎖	<p>複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。学年閉鎖は秀光中学校・各コースでそれぞれ実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 最大 7 日間で学年閉鎖する。既に学級閉鎖している学級も学年閉鎖日を起算日として再度適用する。 ● 学年閉鎖期間中はオンライン授業を実施し、健康時における参加をもって出席日としてカウントする。 ● 期間中、秀光中学校・各コースにおける該当学年の生徒の登校ならびに課外活動参加は認めない。 ● 遠征・大会参加などによって学年閉鎖を実施す

		る 7 日前から秀光中学校・各コースにおける当該学年生徒と接触していない生徒は学年閉鎖期間中においても登校や課外活動参加を認める。
校舎閉鎖	秀光中学校・各コースに関わらず校舎内の複数の学級・学年を閉鎖するなど、校舎内で感染が広がっている可能性が高い場合、校舎閉鎖を実施する。校舎閉鎖は宮城野校舎・多賀城校舎でそれぞれ実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 最大 7 日間で校舎閉鎖する。既に学級・学年閉鎖している学級も校舎閉鎖日を起算日として再度適用する。 ● 校舎閉鎖期間中はオンライン授業を実施し、健康時における参加をもって出席日としてカウントする。 ● 期間中、秀光中学校・各コースにおける該当校舎の生徒の登校ならびに課外活動参加は認めない。 ● 遠征・大会参加などによって校舎閉鎖を実施する 7 日前から秀光中学校・各コースにおける当該校舎生徒と接触していない生徒は校舎閉鎖期間中においても登校や課外活動参加を認める。
臨時休業	秀光中学校・各コースに関わらず校舎内の複数の職員で感染が広がっている場合、臨時休業を実施する。臨時休業は秀光中学校・各コースでそれぞれ実施あるいは一律に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の健康回復を第一として授業開始日を秀光中学校・各コースでそれぞれ設定する。 ● 臨時休業期間中は授業日とはしない。 ● 生徒に対しては自習を推奨しながら、対応可能な職員で講習が実施できるよう努める。 ● 臨時休業を実施している部署に所属の職員が部長・顧問・監督を務めている部活動については、当該職員が臨時休業実施の 7 日前から当該部署の他の職員と接触していない場合に限り、臨時休業期間中も活動を継続することができる。ただし、個別に判断するために必ず校長による事前の許可が必要となる。

2. お願い

宮城県で緊急事態宣言が発出されている期間中におけるマスクの着用にあたっては不織布マスクの活用をお願いいたします。本学園内では不織布マスクを着用していない生徒・職員・外部の方に対しては検温所・保健室・執務室にて不織布マスクを配布し、マスク着用によって他の安全管理上のリスクが発生することが予見されない限り、その着用がない者の入校をお断りする場合があります。

以上